

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 34 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から54年9月まで

私は、国民年金に任意加入する際、市役所の職員に付加保険料として月額400円を納付する制度があることを聞いた。任意加入の手続をした時に一緒に付加年金の加入手続を行い、付加保険料を加えて保険料を納付していたので、申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間において国民年金に任意加入しており、定額保険料を現年度納付していることから、国民年金制度への関心は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者20人は申立人と同様にA市で国民年金加入手続を行った者であるが、このうち約3分の1は付加年金に加入しており、同市において付加年金制度の勧奨を行い、申立人がこの説明を受け、その加入手続を行っていたとしても不自然ではない。

加えて、申立人が、申立期間当時、付加保険料として納付していたとする金額（400円）は当時の付加保険料額と一致している。

このほか、申立人は国民年金任意加入手続に伴い、行われた事務処理等について具体的に記憶しており、申立人の主張に矛盾は見受けられない上、A市が保管する申立人に係る年金記録を見ると、加入及び納付記録に誤りが散見され、申立人に係る年金記録は適切に管理されていたとは言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、国民年金に加入していた時期については、夫が加入手続をしてきていたので、手続についての記憶は無いものの、国民年金保険料は、自宅に来ていた女性の集金人に夫婦分の保険料を一緒に払い、国民年金手帳に印を押してもらっていた記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

特に、夫が保険料納付済みとされている期間については、私も保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で昭和38年12月に払い出されており、このころ国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、夫婦共に、申立期間のうち36年10月から37年12月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

また、過年度納付が可能であった昭和36年10月から37年12月までのうち同年4月から同年12月までの保険料については、申立人の夫は納付済みとされている。

さらに、申立人は、国民年金に加入していた期間について、申立期間を除き保険料の未納は無く、昭和38年1月から同年3月までの保険料について過年度納付しているのに、夫婦のうち申立人のみ37年4月から同年12月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月

申立期間は長年勤めた会社を退職した時で、会社の担当者から次の会社に就職するまでは国民年金に加入する必要があるとあり、妻も国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になると言われた。妻が区役所で私の国民年金加入手続と自身の種別変更手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間において申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失及び国民年金加入に伴う種別変更届出を適正に実施するほか、加入期間について、保険料の未納は無いなど、国民年金制度に対する関心が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の妻は、申立人が会社を退職した平成元年11月28日に区役所において窓口の職員に案内されるまま、夫婦の国民年金に係る手続を行い、保険料を納付したとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の妻は、同日付けで第1号被保険者への切替手続がなされている上、申立期間における国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立人のみが加入手続がなされず、かつ、保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月、45年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間①、②及び③については、納付金額等の記憶は無く詳細は不明であるが請求があったものは必ず納付したはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3期間となるものの、合計しても7か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間において申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、全額申請免除期間とされている130か月分の保険料をすべて追納しており、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、複数回に及ぶ厚生年金保険から国民年金への切替手続をすべて適正に行っていることが確認でき、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付方法について、明確な記憶は無いが、集金人による場合は、申立期間直前に子供が生まれたばかりで妻がほとんど家にいたため、それまでと同様に納付できたはずである。納付書方式であったのなら、私か妻が納付したはずである。

また、現年度納付していなかったとしても、妻が特例納付した際に、私も一緒に特例納付できたはずである。いずれの方法にしろ、当時は十分な資力があり、生活に余裕もあったことから、納付しない理由は無く、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和45年10月から47年3月まで(以下、この期間を「申立期間①」という。)の当時、A市においては、市の専任徴収員あるいは納付組合が国民年金保険料収納に当たり、これらの方法で保険料を納付できなかった者は、市の出張検認により保険料を納付することとされていた。

申立人及びその妻は、納付組合や出張検認により納付した記憶は無いとしており、申立人が所持する国民年金手帳(昭和44年度から48年度用)に押された検認印は、いずれも専任徴収員のものとみられることから、申立人は、申立期間①の当時に保険料を納付する場合は、専任徴収員に納付していたものと推認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳では、保険料が完納と記録されている昭和44年度については、印紙検認記録欄にすべて検認印が押され、印紙検認台紙も切り離されているのに対し、45年度及び46年度については、申立期間

①の印紙検認記録欄に押印は無い上、45年度の印紙検認台紙は昭和45年9月22日の消印を押した印紙が貼付（^{ちょうふ}申立期間①に係る期間を除く。）されたまま切り離されておらず、46年度の印紙検認台紙も切り離されないままとなっている。これらのことから、専任徴収員は、45年9月以降、申立人宅を訪れていなかったものと推認され、そのため、申立人の妻は、申立期間①の保険料を現年度納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付できなかった場合には、社会保険事務所から送付される納付書により過年度納付することが可能である。

しかし、申立人及びその妻には、過年度納付書により保険料を納付したとの明確な記憶は無い上、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の住所は、申立期間①の当時の申立人の住所と異なる住所が記載されており、その変更が行われた形跡も無いことから、申立人宅に過年度納付書を送達できなかったことも考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間のうち昭和47年4月から48年3月まで（以下、この期間を「申立期間②」という。）については、A市は47年4月から保険料収納を納付書により行っており、申立人は、納付書による保険料収納になって以降、申立期間②を除き未納とされている期間はない。

また、申立期間②の翌年度に当たる昭和48年度の国民年金保険料については、納付書の再交付（紛失による再交付とみられる。）を受けて納付したことが、申立人の所持する領収書により確認でき、申立期間②について、市役所から納付書が送付されていたにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付しなかったとしても、妻と同様に特例納付により納付したはずであるとしており、この点については、妻は、申立期間と重複する昭和45年度から47年度までの保険料を昭和50年12月に特例納付したことが確認できる。

しかし、申立人は、「まとめて納付できます。」との通知が送付されてきたのは妻のみであったとしている上、特例納付により国民年金保険料を納付した妻に聴取しても、納付した保険料の額等についての明確な記憶は無いなど、申立人の申立期間の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月2日から同年4月1日まで

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し、59年9月27日に退職するまで継続して勤務していた。26年3月1日に同社本店からB支店へ転勤した際、厚生年金保険被保険者としての記録が1か月分欠けてしまっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び辞令簿から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年3月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月6日まで

亡夫は、昭和30年4月1日にA社に就職してから平成4年3月に退職するまで同社に継続して勤務していた。昭和48年5月29日に、同社C支店から同社B支店への転勤発令により転勤したが、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出を受けた人事記録により、申立人が昭和30年4月1日から同社に継続して勤務し(48年5月29日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る被保険者資格取得の手続を誤ったと認めていることから、事業主は昭和48年6月6日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和62年9月について、その主張する標準報酬月額(38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同月分の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務をしたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年8月1日から同年10月1日まで
② 平成2年10月1日から3年8月6日まで

申立期間について、会社からの社会保険料の天引き額と、社会保険庁の記録が違っている。調査して、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、申立人の昭和62年8月及び9月の標準報酬月額は34万円とされているが、申立人が所持している62年8月及び9月の給与明細書の保険料控除額により、申立人が主張する標準報酬月額(38万円)に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給料支給総額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与支給総額から、昭和62年9月の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる昭和62年9月の保険料控除額に見合う標準報酬月

額と、社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和62年8月については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給総額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②については、申立人が所持している平成2年10月から3年7月までの給与明細書により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できるが、この控除額に基づく報酬月額は、約40万8,000円であり、社会保険庁の記録による標準報酬月額（41万円）を超えていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立事業所A社において、経理事務に従事していたが、自分の定年再雇用の手続の際に、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を間違えて社会保険事務所に届出してしまい、空白期間が生じている。

A社においては継続して勤務しており、保険料は給与明細書のとおり控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」（以下「確認通知書」という。）、賃金台帳、給与明細書、タイムカード、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（確認通知書に「7/31停年再雇用」の記載あり）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年6月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社から提出された確認通知書には、平成17年7月31日に資格喪失した旨の記載及び社会保険事

務所の確認印があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年3月まで
申立期間当時は、妻が集金人に毎月、国民年金保険料を支払っていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は、加入手続の時期や保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月ごろに払い出されており、このころに国民年金加入手続が行われたものとみられるが、この時期を基準とすると、申立期間の大部分の保険料は時効により納付できない上、この時期は第2回特例納付実施期間中ではあるものの、申立人の妻は申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付した記憶は無い。

さらに、申立期間については、一緒に納付していたと申し立てている申立人の妻も未納であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年5月までの期間及び42年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年5月まで
② 昭和42年12月から51年3月まで

申立期間当時は、集金人に毎月、国民年金保険料を支払っていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月ごろに払い出されており、このころに国民年金加入手続が行われたものとみられるが、この時期を基準とすると、申立期間の大部分の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は国民年金加入手続の時期や保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間の大部分については、一緒に納付していたと申し立てている夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から49年3月まで
結婚した昭和44年12月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続をし、同区役所の年金窓口かC郵便局で2年分の保険料をさかのぼって納めた。
その後は、A市B区役所の集金の人に夫の分と一緒に毎月、保険料を納めた。
保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年12月ごろに国民年金の被保険者資格取得手続を行ったとしているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは50年2月であり、申立人はこのころ同手続を行ったものとみられることから、申立人の主張とは異なる。

また、申立人の主張は、申立期間の大半の保険料を現年度納付したとするものであるが、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる昭和50年2月の時点では、申立期間の保険料すべてを納付するには、当時、実施されていた第2回特例納付及び過年度納付を併用してさかのぼって納付するしか方法は無かったことになり、申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立人は昭和49年度分の保険料を過年度納付しているが、申立人の夫については、同期間は現年度納付となっており、夫の分と一緒に毎月、保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付金額及び納付場所についての記憶

が曖昧^{あいまい}である。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和46年8月から47年3月まで

申立期間①については、会社を辞めた後、昭和36年12月又は37年1月にA町役場で保険料を支払った記憶があるので、納付を認めてほしい。

申立期間②については、昭和43年12月にB市からC村へ引っ越しをする前に、当該期間の保険料をB市の婦人会の人へ現金で支払い、領収書をもらった。その領収書は平成8年10月に年金の手続をした時に社会保険事務所へ渡したにもかかわらず、未納とされていることには納得できない。

申立期間③については、昭和46年4月に1年分の保険料5,270円を前納した。同年8月に就職して47年2月に充当・還付通知書もらったが、国民年金の手続はそのままにしておいた。平成8年10月に社会保険事務所で昭和46年8月から47年3月までの期間について二重払いを主張したが、8か月分3,573円充当・還付済みと回答された。還付は受けていないので、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA町役場で保険料を支払った記憶はあるものの、その納付額についての記憶は無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度の検認記録欄には検認印は無いほか、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の申立期間①の欄には「時効消滅」と記載されており、申立人が申立期間①の保険料を

納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

- 2 申立期間②については、申立人は昭和43年12月に申立期間②の保険料をB市からC村へ転居する前に婦人会の人に納付したとしているが、B市では当時、納付組織が他市へ転居予定の被保険者から前もって翌期（3か月分）の保険料を預かるような取扱いは行っていなかったとしており、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間②の検認記録欄に検認印は無く、申立期間②が属する昭和43年度の印紙検認台紙は、昭和44年5月の割り印が押された上、切り離されており、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせないほか、申立人は転居先のC村では国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 3 申立期間③については、D市保管の国民年金受付処理簿の申立人の氏名が記載された欄には、昭和46年9月29日付けで、「喪失及び還付欄」には○が付されている。当時、同市では被保険者から資格喪失届を受理する際に、同時に還付請求書を受け付けていたことから、申立人は同日に国民年金の資格喪失手続に併せて保険料還付の手続を行ったものと推認される。

また、社会保険庁の還付整理簿には、申立人について「支払年月日 47.2.18」、「金額 2,073 円」との記録があり、このことは申立人が所持する「国民年金保険料還付発生・充当通知書」（昭和47年2月4日付け）の記載内容とも一致し、不自然な点は無い。

- 4 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和36年12月から37年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、46年8月から47年3月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年8月までの期間及び53年3月から61年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から52年8月まで
② 昭和53年3月から61年3月まで

昭和48年3月に任意加入した時から、定額保険料と付加保険料を合わせて集金人に納付していた。定額分は国民年金手帳に印を押してもらっていたが「付加分は別だから、こちらで記載しておくから。」と言われて付加分の領収書は渡してもらえなかった。集金人を信用して3か月に1回、定額保険料とは別に1か月当たり400円の付加保険料を支払っていたはずなので、納付の事実を証明できるものは無いが、申立期間について付加保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳、A市の国民年金情報検索システム及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにも、申立人が付加年金に加入した形跡は見られない。

また、申立人は任意加入手続時に付加年金の申出をしたと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和47年11月ごろに国民年金に加入した以降、48年3月に強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を、53年3月に任意加入被保険者としての再資格取得手続を行っているが、前述のとおり、いずれの時点においても付加年金の申出をした形跡は無い。

さらに、付加保険料は原則、定額保険料と合わせて納付することとされており、印紙検認の時は定額保険料の検認とは別の付加保険料の納付を示す朱印を押し、納付書による納付の場合は、定額保険料に付加保険料を加えた額の納付書により納付することとされていたが、申立人が所持する国民年金手帳、領収

書共に、定額保険料納付を示すもののみとなっており、付加保険料を納付した形跡はみられない。

加えて、付加年金の申出は、国民年金被保険者資格を取得する都度、行う必要がある。申立人は申立期間において、昭和 52 年 9 月に厚生年金保険被保険者資格の取得により、いったん、国民年金被保険者資格を喪失し、53 年 3 月に改めて資格を取得しており、2 度、付加年金の申出を行う必要があるが、申立人がその手続を行ったかどうかの記憶は曖昧である。

このほか、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私は昭和47年10月に結婚し、その年の終わりか48年の初めに、父親が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、保険料の振込用紙が送られてきたので、20歳までさかのぼって2回ぐらいに分けA銀行B支店で納付した記憶がある。納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年の終わりか48年の初めごろに、その父親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、父親が死亡しているため、加入手続の詳細について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、同年1月ごろに行われたものと推認され、このことは、申立人が所持する国民年金の手帳が年金制度共通の年金手帳(49年11月以降に使用されているもの)であることとも符合する。この加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括で納付することができる特例納付(第2回)は終了している。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)には、昭和48年度及び49年度の国民年金保険料を、加入手続したと推認される昭和51年1月に過年度納付したこと、及び50年度の保険料を現年度納付したことが記録されている。このことから、申立人が記憶する2回の保険料納付とは、上記の過年度納付及び現年度納付のことであったとも考えられる。

加えて、申立人は、納付したとする国民年金保険料の額については記憶が無

いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から58年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から58年3月まで

申立期間当時、私たち夫婦は自営業で生活は苦しかったが、年金で生活する将来のことを考え、定額保険料と付加保険料を納付していたはずである。定額保険料は納付になっているが、付加保険料が納付とされていないので、申立期間について付加保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その妻が、申立人の国民年金加入手続と併せて付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳（昭和47年度から使用されているもの）には、付加保険料の納付を申し出た旨の記載は無いほか、印紙検認記録欄にも、定額保険料額の記載があるのみで、付加保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立期間当時に申立人が居住していたA市及びB市の記録のいずれにも、申立人が付加保険料を納付していたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立期間は124か月と長期に及び、妻は、この間、付加保険料を納付した際に領収書を受領したと記憶している。

しかし、申立期間のうち昭和50年3月までは国民年金手帳による印紙検認により保険料を納付しており、領収書が発行されることは無い上、A市においては、納付書方式に移行後は、定額保険料と付加保険料を併せた納付書を送付していたとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿等) は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から55年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から55年12月まで
申立期間当時、私たち夫婦は自営業で生活は苦しかったが、年金で生活する将来のことを考え、定額保険料と付加保険料を納付していたはずである。定額保険料は納付になっているが、付加保険料が納付とされていないので、申立期間について付加保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続と併せて付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳（昭和47年9月発行）には、付加保険料の納付を申し出た旨の記載は無いほか、印紙検認記録欄にも、定額保険料額の記載があるのみで、付加保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立期間当時に申立人が居住していたA市の記録のいずれにも、申立人が付加保険料を納付していたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立期間は100か月と長期に及び、申立人は、この間、付加保険料を納付した際に領収書を受領したと記憶しているが、申立期間のうち昭和50年3月までは国民年金手帳による印紙検認により保険料を納付しており、領収書が発行されることは無い上、A市においては、納付書方式に移行後は、定額保険料と付加保険料を併せた納付書を送付していたとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年8月まで

私は、昭和38年4月に、実家のあるA村からB市の知人宅に引っ越し、その後、44年10月ごろにC市で美容院を開業するまで住民登録をA村から異動していなかった。国民年金加入手続やC市に転居する以前の保険料納付はすべてA村で両親が行っていた。C市に転居した際、両親から今までの分は納付してあるので継続して納付するようにと紫系の紺色の国民年金手帳を渡され、保険料額は月額300円だと言われた記憶がある。その国民年金手帳には、少なくとも2ページ分にわたってスタンプが押されていたが、44年11月ごろ、C市D町の出張所へ国民年金の継続手続に行ったところ、これからは納付書で納付するようにと用紙を渡され、その時に国民年金手帳は回収されてしまった。加入手続や保険料の納付方法等の詳細については不明であるものの、確かに申立期間の保険料は両親が納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月にA村で払い出されており、資格取得日は同年9月1日と記録されているほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、両親は、同年9月ごろに、同月1日を資格取得日として申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であった上、資格取得日以前の期間である申立期間

は無資格期間であることから、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が昭和44年11月に転入したC市が保管する申立人の国民年金保険料納付記録によると、同年9月から同年12月までの保険料は前住地納付、45年1月以降は当地納付と記録されている。このことから、申立人の両親は、A村で44年9月から同年12月までの保険料を納付し、申立人がC市で45年1月から保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和44年11月ごろにC市D町の出張所で国民年金に関する手続（住所変更手続と考えられる。）を行った際、納付書での納付を指示され、その際に、両親から渡された国民年金手帳を回収されたと主張している。同市では、47年ごろまで、国民年金手帳を一部市で保管としていたとしており、この点については、国民年金手帳を回収されたとする申立人の説明と符合する。

しかし、C市で納付書による保険料納付が始まったのは昭和46年4月からである上、同市では、出張所で納付書を発行することはできなかったとしており、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

このほか、申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年3月まで

結婚以来、国民年金保険料については、すべての期間、夫と同様、空白無く納付した。申立期間の特例納付保険料は私が銀行から引き出し、夫が納付した。特例納付ですべて納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和45年ごろ、会合で訪れた市役所で、特例納付のことを知り、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したと記憶しているが、45年の時点では、申立期間のうち46年4月から50年3月までの保険料を納付することはできず不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年11月に行われたものと推認され、これは、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）に、昭和50年度及び51年度の保険料を、52年12月に過年度納付したと記録されていることとも符合する。このため、申立人の夫が記憶する45年の時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、特例納付を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の夫は、16万円程度の金額を特例納付したと記憶しており、特例納付は過去3回行われているが、特例納付を利用して申立人が納付することができる期間の保険料額を試算すると、いずれの回の特例納付でも、申立人の夫が記憶する保険料額とは著しく相違する。

加えて、申立人の夫は、A市役所の窓口で、納付書を使用せず現金により特

例納付保険料を納付したとしているが、同市では、特例納付保険料は取り扱っておらず、市役所庁舎内の金融機関でも取り扱っていなかったとしており、申立人の夫の説明と矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年12月まで

私は、父親からサラリーマンの妻も国民年金に加入した方が良いと言われて、昭和38年1月ごろに国民年金の加入手続を行った。保険料は毎年1年分をまとめて、A市B区役所で納付していたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろに国民年金に任意加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年2月に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳の発行日は同年1月16日である。このことから、申立人が加入手続を行ったのは同年1月であったと推認され、申立期間当時には、申立人は国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入対象期間については、制度上、加入手続時期からさかのぼって資格取得することはできない。このため、申立人の国民年金の資格（任意加入）取得日は、加入手続を行ったと推認される昭和42年1月16日とされており、資格取得日以前の期間である申立期間は無資格期間であることから、加入手続後にさかのぼって保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳は無く、保険料納付の際には薄い紙に印を押してもらっていたと述べているが、A市においては、国民年金手帳は本人保管で、申立期間当時の保険料納付方法は国民年金手帳による印

紙検認方式であり、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和48年4月ごろにA市B区役所で国民年金に加入した。その手続の際、定額保険料だけでなく、付加保険料も併せて納付することとしたが、国民年金手帳の交付は受けなかった。

それ以後、私は、定額保険料（月額1,100円ぐらい）に付加保険料（月額400円）を合わせた1,500円ぐらいを3か月ごとに、B区役所で納付し、その都度、領収書もらった。この領収書は、昭和50年4月にC市に転居してD社会保険事務所へ出向き、初めて年金手帳の交付を受けた際に提出したため無い。

これらのことから、申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろ、A市で国民年金に加入して保険料を納付し、その都度、領収書を受領したと主張しているが、当時の同市における現年度保険料収納方法は、3か月ごとの印紙検認方式であり、領収書を受領したという主張と矛盾する。

また、申立人は、昭和50年4月3日を資格取得日として任意加入しており、その国民年金手帳記号番号の払出日は同年5月15日であるが、この点は、申立人の夫が申立ての全期間を通じて厚生年金保険被保険者であることからして、特段、不自然ではない。そして、申立人が任意加入であることから、申立人が資格取得日前にさかのぼって国民年金に加入することはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が納付していたとする定額保険料月額1,100円及び付加保険料月額400円は、昭和50年度の保険料月額である。

一方、申立人が加入したと主張する昭和48年度の保険料月額は、定額保険料月額550円(昭和49年1月以降900円)、付加保険料月額350円(昭和49年1月以降400円)であることから、納付したとする申立人の主張を認めることはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上に、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料及び46年8月から53年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和46年8月から53年6月まで

私は、昭和36年4月に結婚し、同年5月にはA市へ転居した。

私の国民年金は、昭和35年10月に母親がB市C区役所で加入手続を行い、母親が36年5月ごろから37年9月ごろまで納付したはずである。同年10月から38年9月までの保険料については、母親が離婚してC区に戻っていた私のどちらかが、同区役所で納付したはずである。

また、私は、昭和42年2月に再婚し、B市D区に転居した。

国民年金については、昭和46年8月に母親がD区役所で定額保険料に加え付加保険料も合わせて納付する加入手続をしてくれたはずである。保険料は、母親か私のどちらかが61年3月まで納付したはずである。

申立期間①については定額保険料が未納となっていること、申立期間②については付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が母親に、申立期間①及び②について、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてもらったとしているところ、その母親が既に死亡していることから、申立期間①及び②共に当時の状況を確認することはできない。

申立期間①について、申立人は、社会保険庁の記録により、昭和35年10月1日に資格(強制加入)を取得し、36年4月17日に資格を喪失していることが確認できる。

申立人は、昭和36年4月に厚生年金保険被保険者である元夫と結婚していることが確認でき、当該被保険者の配偶者は任意加入とされていたことから、

申立人が同年4月17日に国民年金の資格を喪失していることに不自然さはない。

また、申立人は、昭和36年5月にA市へ転居しており、同市に居住する申立人の保険料を、B市に居住している母親がA市へ納付したとする申立人の主張は不自然である。

申立期間②について、申立人が居住していたB市では、付加保険料の徴収に当たり定額保険料額と付加保険料額を同一の納付書にそれぞれ記載して被保険者に送付し、納付させていたことが確認できるため、申立人がこの期間の最初から付加保険料を納付したと仮定しても、6年11か月もの長期にわたり付加保険料のみ納付記録が無いことは認め難い。

このほか、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料及び46年8月から53年6月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年8月までの期間及び57年10月から58年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から同年8月まで
② 昭和57年10月から58年7月まで

私は申立期間①の国民年金加入手続や保険料納付についての記憶はほとんど無いが、納付していたと思う。

申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、私は昭和57年10月に国民年金の資格を喪失していることになっているが、私にはその記憶は無く、3か月ごとにA市役所又はB信用金庫C支店で縦10cm、横20cmぐらいの横長の納付書を使用し、保険料を納付していた記憶がある。

私は昭和58年8月から厚生年金保険に加入しているが、この会社には55年4月ごろからパート勤務しており、この当時、51年生まれの長女が58年4月に小学校へ入学したら正社員となることとしていたので、それまで国民年金の資格を喪失する理由も無かった。

これらのことから、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①の加入手続や保険料納付についての記憶は極めて曖昧であることから、申立人のこの当時のこれらの状況は全く不明である上、その後、申立人は申立期間①について納付していなかった旨を自認するなど申立内容は変遷している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和49年11月ごろに払い出され、資格取得日を同年9月1日として強制加入している。申立人

及びその夫は厚生年金保険被保険者資格を共に同年5月1日に喪失しており、夫の国民年金の資格取得日は同年5月1日ではあるものの、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日は同年9月1日と記録されていることから、申立人がこの日を認識していなかったとは考え難い。これらのことから、申立人は申立期間①について国民年金に加入していなかったこととなり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

- 2 申立期間②について、社会保険庁やA市には、申立人が昭和57年10月1日に資格喪失した記録が残っているが、この時点において夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人の国民年金の適用について任意だったことから考えて不自然ではない。

また、申立人が昭和57年10月1日に資格喪失しているということは、少なくとも昭和58年度分についてはA市から申立人へ保険料の納付書は送付されていなかったと推認され、このほかに、申立人がこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

- 3 申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、高校卒業後、A社が経営するBで職人として働いたが、同社の厚生年金保険加入記録が無い。

しかし、私は厚生年金保険の被保険者証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している昭和43年の職人雇用名簿(以下「雇用名簿」という。)によると、申立人は同年5月23日に同社へ入社したことが確認できる。

しかし、雇用名簿に記載されている同僚30人について、厚生年金保険の加入状況を調査したところ、このうち被保険者資格を取得している者は7人のみで、当該7人の同僚すべてが入社から2年以上経過した後に資格取得していることから、申立期間当時、職人の厚生年金保険への加入は少なく、加入する場合も入社と同時に加入していたわけではないことが確認できる。

また、申立人を記憶している先輩3人についても、上記7人の同僚と同様の加入状況であったことが、その証言からうかがえる。

さらに、当時の人事・労務担当者は、「調理人は、給与の手取額が多いことを望み、年金に対する関心も低いことから、厚生年金保険に加入する者は少なかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和42年11月1日(健康保険整理番号C番)から45年2月15日(同番号D番)までの間に申立人の氏名や、整理番号の欠番も無く、この点についても不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 34 年 5 月まで

私はA社で料理を作る仕事をしており、近くにある同社の寮に住んでいた。先輩にB氏、同僚にC氏がいた。厚生年金保険料は給与から天引きされていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に類似した事業所名称でも調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の先輩のB氏の証言等から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社によれば、申立期間当時の資料は無く、同社は、「酒類販売と食堂を経営していたが、食堂については入退社が頻繁であるため、基本的には従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

また、同僚のC氏は、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できず、先輩のB氏においても同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立期間後の昭和 34 年 8 月 1 日であり、同氏が「私も入社当初からは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言していることから、同社では、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推認される。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、A社に類似した名称の事業所については、社会保険事務所の記録

において、申立期間には同名称及び類似名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から35年10月まで
申立期間には、A社B支店のダム建設現場で大型自動車の運転や整備をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同じような大企業のC社D支店に勤務していた期間には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立事業所でも厚生年金保険に加入していたのではないかと推測される。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、A社では、「当時の社員名簿及び退職者台帳に申立人の名前は無いことから、申立人は正社員として在籍していなかったと考えられる。当時、施工現場の『班』に所属する労働者については、健康保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いがあったとの証言があるが、申立人のように現場で運転整備に関わっていた者についても、『班』の労働者と同様の扱いであったと推測される。」としている。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち、二人については、A社の厚生年金保険被保険者名簿に名前が無く、他の二人については、申立人は姓しか記憶していないため同人を特定できず、同社における厚生年金保険記録の有無が確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月から同年 12 月 25 日まで

A社に勤務していた申立期間は、パートではあったが、厚生年金保険に加入できるよう、週 5 日 9 時から 17 時まで勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無いので納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる上、平成7年2月1日から同年12月1日までの期間において、配偶者の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、申立人は、A社が加入していた厚生年金基金及び雇用保険においても、加入記録は認められない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

加えて、社会保険庁が管理しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から同年 8 月まで

給与は現金支給で、給与明細書に厚生年金保険料を控除されていたことが書かれていたのを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言及び社内販売の領収書から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立人に係る厚生年金保険の事務手続については不明である。また、社員として採用する場合は試用期間後に加入させていたと思われる。」と回答しており、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた同職種の同僚のA社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、同社では、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、雇用保険においても、A社における申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 4 月まで

昭和 39 年 6 月から 44 年 4 月までの期間については、継続して A 社に勤務し、申立期間①及び③についても、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A 社での被保険者記録がある申立期間②の標準報酬月額についても、実際の給料に比べて少ないと思われるので、標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は平成 9 年 5 月 30 日に全喪しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得年月日は、昭和 39 年 11 月 1 日で社会保険庁の記録と一致しているとともに、同原票における健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間③については、A社は、いったん、昭和41年12月1日に全喪しており、再度、適用事業所になったのは47年6月20日であることから、同社は申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している被保険者原票により、昭和41年12月21日に申立人の健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、資格取得後の標準報酬月額が特に低いと申し立てているが、申立人以外の同僚の記録を確認すると、申立人より標準報酬月額が低い者が3人、同額の者が3人、高い者が1人となっていることから、申立人の標準報酬月額が特に低いとも思われない。

また、厚生年金保険被保険者原票の記録が訂正されていないことから、遡及^{そきゆう}して標準報酬月額の訂正等も行われておらず、申立人の標準報酬月額に係る記録について、社会保険庁の記録とも一致していることから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、厚生労働省の「屋外労働者職種別賃金調査」により、職種及び年齢を基準とした年度別の賃金月額と、申立人に係る社会保険事務所の平均標準報酬月額を比較したところ、双方の係数はほぼ同額、又は申立人に係る社会保険事務所の平均標準報酬月額の方が上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年ごろから 55 年ごろまで

申立期間は、A社に勤めていた。当時、同僚だった者には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分には記録が無い。保険料控除の事実を確認できるものは無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事務担当者は、「契約社員は、実績に応じた支払いをするため売上実績原価表で管理しており、その資料の中に申立人の名前がある。」と証言しており、申立期間における昭和 52 年 10 月分の給与証明書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は、昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月まで国民年金保険料を納付し、申立期間を通じて、国民健康保険に加入していた事実が確認できる。

加えて、雇用保険においても、申立人のA社での加入記録は存在しない。

このほか、申立人側及びA社側にも、申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月9日から27年5月29日まで

昭和24年9月9日、A社B支店に採用され、C又はDという名前で勤務した。給与明細はもらえなかった。25年ごろ、当時の職員はE社F支店に異動し、B支店には管理主任1人と事務関係者2、3人と監守が数人残った。私は事務関係者として残った。26年ごろ、B支店はE社F支店と合併し、E社F支店G出張所となった。

私は、昭和24年9月9日に採用されてから、平成4年3月まで継続して勤務した。昭和24年9月から27年5月まで、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所を承継するE社の在籍証明書によると、申立期間はE社B支店の臨時警備員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社B支店及びE社F支店G出張所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所の手続がなされていない上、E社によれば、当時の厚生年金保険の取扱いについては、資料が現存せず不明との回答である。

また、同僚のH氏について、昭和25年6月4日からは共済組合被保険者記録が、それ以前は別の事業所における厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者記録は認められない上、同人は死亡しており、周辺事情を調査できない。

さらに、このほかの同僚（I氏、J氏、K氏、L氏、M氏、N氏及びO氏）は人物を特定できず、周辺事情を調査できない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 16 日から同年 10 月 20 日まで

私は昭和 34 年 1 月 16 日から A (船舶所有者は、B 氏) に乗船しており、35 年 3 月 12 日からは C (船舶所有者は、D 社) に乗船していた。

給与は帰港日に支給されていた。社会保険料については、控除されていた記憶は無いが、船員手帳を提出するので、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳には、昭和 34 年 1 月 16 日から A に雇入れの記載があり、D 社の船員保険被保険者記録のある同僚は、申立人が同社の船にいたと証言していることから、申立人が A に乗船していたことは推認できる。

しかし、D 社に係る社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿の申立期間 (資格取得者 3 人) に申立人の名前は見当たらず、被保険者証記号番号の欠番も無い上、社会保険事務所の記録では、A の船舶所有者の B 氏は、船員保険の適用事業所の手続が取られていないことが確認できる。

また、D 社は昭和 63 年 5 月 31 日に全喪しており、船舶所有者の B 氏は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び当時の船員保険の取扱いについては、いずれも確認できない。

さらに、A の船長及び D 社の同僚は、申立人と同じく昭和 34 年 10 月 20 日から D 社の船員保険被保険者記録が認められ、同日より前の被保険者記録は認められないところ、船長は、既に死亡しており周辺事情を調査できない上、同僚は、同日より前から同社の船に乗っていたが、船員保険については分からないと証言している。

加えて、申立人が、申立期間において、事業主により給与から船員保険料を

控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、申立人の船員保険料控除に関する記憶も曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年9月30日まで

私は、高校卒業後の昭和42年4月からA社に正社員待遇で勤務していた。職種は営業で、給与は月給制であった。

当時は、私を含め8、9人の社員がおり、女性の営業職は私を含め3人ほどであった。

また、当時の先輩に問い合わせたところ、申立期間に厚生年金保険の記録があるという回答だった。

同じ職種の先輩に記録があるにもかかわらず、私には記録が無いというのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、A社は、法人登記簿によると昭和43年9月14日に解散、社会保険事務所の記録によると既に全喪しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立期間当時の関連資料等を得ることはできない。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人は、A社における退職時期に係る明確な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年10月ごろから31年8月まで

私は、申立期間に、A社B支店でアイスクリームの製造の仕事をしていたが、年金記録を確認したところ、同社における記録が無いことが分かった。入社数か月後に正社員になった記憶がある上、私の兄や従姉妹も同じ工場に勤務しており、私も勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者に聴取したところ、申立人が同社に2年から3年ほど勤務していたとの証言があることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は、昭和30年3月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、28年10月から30年2月までは厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できるとともに、同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和30年3月11日から厚生年金保険の被保険者記録がある者は、その記録の直前にA社における被保険者記録が確認できることから、同社の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人の名前は無い。

さらに、申立人は、申立期間後に勤務したC社を退職した際に脱退手当金を受給しているが、脱退手当金を受給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、仮に申立期間に

係る厚生年金保険の被保険者記録があったとすれば、約3年の長期に及ぶ当該被保険者期間が脱退手当金の請求対象とされなかったことは不自然である。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、A社は、当時の関連資料も残っていないとしており、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 11 日から同年 3 月 20 日まで

私は、前社を退職して、すぐにA社B支店に入社し、正社員として勤務していた。

年金記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた期間については、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、源泉徴収票に記載されているとおり、社会保険料が給与から控除されているので、2か月と短期間ではあるが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支店の源泉徴収票により、申立人が申立期間において、同社に勤務し、給与から社会保険料が控除されていたことについては確認できる。

しかし、当該源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額（1,404円）は、申立期間に係る健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、当該社会保険料控除額には、厚生年金保険料は含まれていなかったものと認められる。

また、A健康保険組合の記録により、申立人は、昭和39年1月10日に健康保険に加入していることが確認できるが、申立人と同日に健康保険に加入した同僚3人の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、全員が健康保険の加入日から約7か月後の同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、A社B支店においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に勤務していたA社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同法人における被保険者期間も無いと回答された。

しかし、私がA社に直接問い合わせたところ、厚生年金保険の適用事業所であると返事があった。私が申立期間に同法人に勤務していたことは確かであるし、退職時に年金手帳を返却され、次の事業所に提出するように言われた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している緊急連絡用労働者名簿により、申立人が昭和 53 年 4 月 20 日から 55 年 2 月 21 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 56 年 3 月 20 日までの期間に同法人に勤務していたことについては確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の昭和 53 年 2 月 1 日から 56 年 4 月 20 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、雇用保険の記録によると、申立期間当時、A社は雇用保険の適用事業所であったが、申立人は、同法人の前後に勤務していた事業所に係る加入記録はあるものの、その間の同法人に係る加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時は、まだ子供が小学校就学前であったため、A社での勤務時間は午前 8 時半から午後 4 時までであったと証言しているところ、夫が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 53 年 2 月 1 日から 56 年 4 月 3 日まで夫の健康保険の被扶養者

となっていることが確認できる。

加えて、A社は現存しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は残されておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年3月31日から6年2月15日まで

私は、夫が事業主を務めるA社に勤務していたが、年金記録のお知らせで、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

当時の書類は保管していないが、保険証も変わることはなかったため、厚生年金保険に継続して加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、夫が事業主を務める家族経営の事業所であり、夫の証言から、申立人が申立期間に同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者記録によると、申立人は、平成3年3月31日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、60歳到達時の6年*月*日に資格を喪失していることが確認できることから、申立期間については、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はなく、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月27日から42年12月1日まで

私は、A社に昭和39年から42年11月末ごろまで間違いなく勤務していた。同社を辞めて、すぐにB社に勤務した記憶がある。42年6月12日に大型二種免許を取得した時も、A社に在職していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に在籍していた複数の同僚が「申立人は、同社の2階に住み込みで働いていた。」と証言していることから、正確な期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒に2階に住んでいたと記憶する同僚等についても、A社での厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、申立期間において、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、A社は、「申立期間当時の事業主も既に他界しており、資料の保存も無いことから申立内容について確認できない。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について整理番号に欠番は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 21 日から 37 年 12 月 31 日まで
私は当時、脱退手当金裁定請求書を提出して脱退手当金を受給した記憶はないので、当該期間について被保険者として復活させ、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 12 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、同事業所を最終事業所とする脱退手当金受給権者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月26日から35年7月15日まで
60歳の時に町役場に行ったところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。
脱退手当金の請求書に記入した記憶や受け取った記憶が無いので、年金額に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年7月の前後2年以内に資格喪失した者42人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、27人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和35年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、再就職の意思を有していなかった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月21日から28年5月9日まで
② 昭和28年6月1日から30年2月28日まで
③ 昭和30年3月25日から同年7月13日まで

私は、脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも記憶が無い。それにもかかわらず、申立期間が脱退手当金の支払期間とされているのは納得できないので、申立期間について、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年11月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月22日から47年3月21日まで

私は、社会保険事務所から申立期間に係る脱退手当金を受給した旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書が社会保険事務所に現存しており、申立人の脱退手当金について昭和47年4月13日に裁定請求書が受付され、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の同年6月2日に脱退手当金が支給決定されていることが認められる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 26 日まで
私は、A社B支店に勤務した期間の脱退手当金を受け取った記憶はある。
しかし、C社に勤務した期間まで脱退手当金支給済み期間となっているのは納得できない。
私は、当該期間について脱退手当金を受け取ったことも、受給を行ったことも無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に、申立期間に係る脱退手当金の支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書等が保管されている。

また、申立人は、申立期間前にA社B支店に勤務した期間の脱退手当金をC社に入社する前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無く、申立人が脱退手当金の請求を行ったとする場所についてもA社B支店ではなくC社を管轄する社会保険事務所であることから、申立人は、同社を退職した後、A社B支店及びC社に係る被保険者期間を合わせた期間に係る請求手続きを行い、当該社会保険事務所により脱退手当金の支給決定がなされたものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は、社会保険庁の記録上、C社に勤務した申立期間とそれ以前にA社B支店に勤務した期間とを合わせた期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。